

(3)パネルディスカッション

コーディネーター:岡田教授

- ・ 中小企業振興条例は中小企業基本法に基づき、1960年代から補助金や融資の際の条件設定の根拠として各所で整備。70年代終わりからは、特定の企業を育成するものではなく、地域の経済社会の担い手である中小企業全体を底上げする必要性が提言され、自治体・大企業・金融機関も含めて応援しようという考えが定着。条例を環境や教育も含めて地域づくりを進めていく「自治体のまちづくりの憲法」のような位置付けとし、横断的な議論ができる場作りをしていく。今後、地域が官民連携し継続発展していくための基本的な条例。全国の600を超える自治体が既に条例を制定しているため、先人たちの教訓を踏まえ、条例の内容及びまちづくりに生かせる実践的な条例を目指してほしい。

<中小企業の範囲>

- ・ お店や工場等だけでなく、医療・福祉・農業法人も中小企業の一つであり、大きな役割を担っている。

以下の自治体事例を紹介。

東京都墨田区・京都府与謝野町・北海道帯広市・神奈川県横浜市

～テーマ1:中小企業振興条例に期待すること～

パネリスト:藤井会長

- ・ 商工会として、5年前から市へ中小企業振興条例制定を要望。地域内循環のためには、地産地消で消費者が満足することが必要。事業者努力のほか、手数料や申請手続き等での躓きを解消する動きがあれば、地産地消が進めば税収も増え市民サービスも潤う。循環型社会の仕組みを築きたい。
- ・ 商工会としては事業者の意見を吸い上げながら、こうしてほしいという意見を反映していきたい。

パネリスト:村谷支店長(条例検討会委員としての想い)

- ・ 地域経済の活性化が課題。自身が転勤族だが、街で一番大事なのは住んでもらうこと。
- ・ 中小企業が活性化すると、売上・労働者賃金が上がり雇用人口も増える。人口が増えれば消費・税収が上がり暮らしやすいやさしい街になっていくため、各所で協力して条例を上げたい。

パネリスト: 中小路市長(条例で魅力的なまちづくり)

- ・ 地域内経済循環はもちろん、長岡京市をよりよい街にしていきたい。そのために、具体的な施策として何をしていくか、基盤となるものが条例。
- ・ 安全でかつ交通、教育、福祉の充実等には行政が主体となって市民の声を聴きながら進めていく。一方で、市民から駅前や街中に店が少ない等の声があった際、行政だけではできないため、地元の事業者と想いを一つにすることで、魅力的な街になると思う。
- ・ 人口減少・高齢化が懸念される時代に、地域内経済循環をまちぐるみで皆さんと考えることはまさに必要なステップ。

～テーマ2: 事業者や市民が市の持続的な発展のために何ができるか～

パネリスト: 藤井会長(行政に求めること)

- ・ 建設業経営者としては、国・府を含む行政の建設は実績がないと入札に入れず経験が積めず、若い会社が育たない。地元業者の利用促進等で事業者が輝ける社会を作りたい。

パネリスト: 村谷支店長(金融機関として)

- ・ 金融機関は事業者から相談を受けることが多く、黒子の役割。お金を預かる・貸す・送るが三大業務だったが、最近は事業継続社数を意識し、事業が続けられるようにするサービスが活況のほか、人と人をつなぐバックアップも行っている。金融機関同士で情報交換も行いながら、事業者支援を行っている。

パネリスト: 中小路市長(行政ができること)

- ・ 市の発注について、事業者育成の一方で競争の公平性や法律性を加味するのが行政。条例制定前の現在は、地元企業を育成するという姿勢のみであるため、条例に明記されることが施策を実施するにあたり一つの拠り所となることが期待される。
- ・ ワークショップでは、どこまで市民に「求める」のか、それとも「引き付ける」のか等が大事なポイントになる。